

## ▣研究ノート▣

# 『近世蝦夷人物誌』と幕末のアイヌ風俗改変政策

濱 口 裕 介

はじめに

- 1 改俗政策について
- 2 『近世蝦夷人物誌』と改俗政策
- 3 「酋長ムンケ、」についての検証

おわりに

はじめに

本稿の課題は、松浦武四郎の著作『近世蝦夷人物誌』のアイヌ風俗改変政策（改俗政策）に関する記事について考察を試みることにある。

近世後期、ロシア勢力の蝦夷地周辺への進出を背景として、幕府は二度にわたって蝦夷地を直轄支配した。この幕領期には、蝦夷地の内国化が課題となり、アイヌに対してもさまざまなかたちで同化政策が実施されている。アイヌの身体風俗を改変し、日本の風俗に染め上げようとする改俗政策もそのうちの一つであった。

この改俗政策については、北方史・北海道史の通史的叙述のなかではほぼ必ず言及されており、周知の事実といえる。改俗政策を中心とする幕府のアイヌ政策を、近代のアイヌ政策や植民地政策の先駆けとして評価する向きもある<sup>(1)</sup>。しかしながら、改俗政策が現地で具体的にはどのように実施されたのか、実は従来の研究ではほとんど明らかになっていないのである。実態が不明なまま、評価を急いでいる感は否めない。

後期幕領期、改俗政策がどのように実施されたかについて伝える史料として知られるのが、

松浦武四郎による『近世蝦夷人物誌』（以下、一部をのぞき『人物誌』と略す）である。同書は武四郎が交際・見聞したアイヌの人々の列伝であり、改俗政策についても一人ひとりがこれをいかに受け止めたか具体的に記してある。このような文献はまたとないため、従来の研究で改俗政策について述べる際には、これが史料としてほぼ必ず利用されてきた<sup>(2)</sup>。しかしながら、同書は以前から脚色が多いことでも知られている。武四郎の創作とまではいえないであろうが、さりとて良質な史料ともいいがたい。個々の記述について吟味することなしにこれを利用することは、やはり危険であろう。

それゆえ、改俗政策がいかに展開されたのかを明らかにするため、当面必要となる作業は、『人物誌』の改俗政策に関する記事について子細に検討すること、そして他の有益な史料を搜索することであろう。本稿では、このうち前者の課題について、ささやかながら取り組んでみたいと思う。

## 1 改俗政策について

まずは、改俗政策（特に後期幕領期のそれ）に関する基本的な点を、先学の成果に学びつつ確認しておきたい<sup>(3)</sup>。

天明・寛政期に至るまでは、蝦夷地は基本的に「異域」「異国」として位置づけられていた。しかし、千島列島におけるロシア人の活動が確認されるようになると、幕府は蝦夷地を上知して直轄支配下に置き、これを内国化することを

試みた（前期幕領期 1799-1821）。アイヌをまるごと日本の内側に組み込んでしまうことで、ロシアに対抗しようというわけである。その際、アイヌを蝦夷扱いのままにしておいては介入の隙を与えるかねない。そこで、アイヌが帰服するよう図り、一方で和人につくりかえることが不可欠だと認識され、はじめて同化政策が着手されるに至ったのである。

この前期幕領期に実施された同化政策は、耕作の道を教え穀食を習わせる、日本語使用を解禁しもっぱら日本語を使うよう教える、上を崇め親に孝といった儒教徳目を教え諭す、そして髪容・髭をはじめ身体風俗を日本風に改変する、などを内容とするものであった。なかでも現地で手っ取り早く実施されたのは、男性の月代を剃り、髪を結うという髪容の改変であった。幕府の方針としては徐々に改俗を進めるつもりであったようだが、現地の役人らは無理に剃髪を強要したらしく、アイヌ社会が大いに動搖していた様子が伝わっている。幕府としてもアイヌの離反を招いては困るゆえ、やがて風俗改変は見合せ、耕作を勧めることも禁止された。ただし、異国境のエトロフ島に限っては、アイヌがロシア側になびかぬようにという考え方から、改俗は中止されなかった。

日露両国間の緊張関係が緩和すると、蝦夷地は松前藩に還付された。しかし、幕末になり、カラフトをめぐって日露間に国境問題が生じると、幕府は再び蝦夷地を上知しその内国化に着手した（後期幕領期 1855-1867）。この時期、アイヌに対しては、内国民の意味を持たせた「土人」の呼称が採用された。同化政策についても、前期と比較にならないほどに強力に推進された、とされている<sup>(4)</sup>。同化政策の具体的な内容は、身体風俗の改変、日本語使用や農耕の奨励など、前期幕領期とほぼ同様であり、特に重視されたのは、やはり髪容・髭を中心とする風俗の改変であった。

この後期幕領期の改俗政策について、やや詳細に立ち入ってゆきたい。入れ墨や耳輪などの固有の風習は禁止する。男性は月代・髭を剃つ

て髪を結わせ、外見を日本風に改めさせる（狭義には、この髪容・髭の改変を「帰俗」と称している）。同時に名も日本風に改めさせる。目指されたのは、アイヌを日本の百姓同様に仕立て上げることであった。

そのため、折にふれて風俗を改めるべきことを教諭し、改俗に必要な物を支給した。また、改俗を受け入れたアイヌには、羽織などが褒美として与えられ、ほかにも白米を食べること、運上屋床上への着座など種々の特権が与えられた。ヲムシャなど年中行事の際の席次も、改俗していないアイヌよりも上位になることができた。なかでもアイヌ社会の指導者層である役付アイヌの改俗は、特に奨励された。改俗した役付アイヌは役名を日本風に改め（乙名→名主、小使→年寄、土産取→百姓代など）、名主までは袴、年寄・百姓代には羽織袴の着用を許可した。幕府としては、急進を好まず、アイヌが自発的に風俗を改めるよう誘導する方針であったといふ。しかし、現地で政策の実施に当たる役人たちは、前期幕領期と同様、功を争うように会所・運上屋の番人たちを動員して改俗を迫っていったという。もっとも、麓慎一氏によれば、改俗が強制されたのは、ロシア人が来航する可能性が高い地域のみのようである<sup>(5)</sup>。

しかし、やはり改俗政策の実施はアイヌの強い反発を招き、広範に受容されることはなかつたようである。安政2（1855）年の蝦夷地上知以後、同5年までの数年間で、月代・髭を剃り結髪したアイヌは蝦夷地全体で「平均三分一程可有之」というありさまであった。そこで、幕府は「髪髭者其役差置、男女何れも御國風ニ髪を為取揚置可申」すなわち、ただ髪を結うことを求めるのみに態度を後退させている<sup>(6)</sup>。

こののち安政6年には、蝦夷地は東北諸藩による分轄分領の時期に入る。その後、改俗政策がいかに展開したのかについては、管見の限りでは明らかになっていない。もっとも、幕末の動乱によって幕府は蝦夷地政策に十分な力を注げなかつたであろう点、明治期に入つても同様の同化政策がとられている点などから察する

に、やはり幕府が期待したほどアイヌの同化は進まなかつたであろうと考えられる。

## 2 『近世蝦夷人物誌』と改俗政策

前節では、改俗政策について明らかになつてゐるところを簡単に確認した。そのうち後期幕領期のそれについてのイメージは、『人物誌』によって形成されてきたところが大きい。そこで本節では、『人物誌』について基本的な点を確認しておきたい。

『人物誌』が書かれた経緯は次のようなものだった。松浦武四郎は安政2年、それまでの蝦夷地探検の経験を買わせて箱館奉行御雇となつた。翌3年、上知にともない蝦夷地を巡回する箱館奉行支配組頭向山源太夫に随行、さらに東西蝦夷地一円の山川地理取り調べを命じられ、同4・5年に内陸部にまでわたる調査を実施した。この間の安政4年12月、調査の途次に聞き知った奇行・徳行あるアイヌの言行をまとめ『近世蝦夷人物誌』と名付けて出版することを企図し、出版願を出したものの、許可は下りなかつた。翌5年の調査を終えたのち後篇（式・参篇）を完成させ、同7年1月に箱館奉行に献上した。武四郎としては、その後もこれを世に出すことを念願としていたようである。しかし、結局武四郎の手によっては出版されず、死後に子孫の手によってはじめて世に出ることになった<sup>(7)</sup>。

内容についてはどうだろうか。武四郎は凡例において「其大概蒿蹊（伴蒿蹊 濱口注）の近世崎人伝、花顛子（三熊花顛 濱口注）が同続編等に聊か倣らひて忠孝貞烈を主とし、篤行、惇撲、英雄また風顛無懶の徒に至るまで誌るす」としている。『近世崎人伝』『続近世崎人伝』にならって、儒教的な徳を有する者から無頼の者に至るまで、特筆すべき者の伝を収めたというのである。また、同じく凡例では、「余壹度たるも是を見聞する時は其行衆夷に訂し、聊か偽りなくんば是をしてるす」「又事の実情を審にせんが為めに、請負人、支配人、番人等の名をも加ふ事あり」などとも記し、事実を正確に伝えよう

と心がけた旨を記している<sup>(8)</sup>。とはいへ、『人物誌』が刊行を前提とし、編集を加えられていることは念頭において読む必要がある。それゆえ、これを読むに当たっては、武四郎による調査日誌をはじめ、なるべく他の史料をも参照し、内容を比較・検討する作業が必要であろう。

次に、『人物誌』のうち改俗政策への言及に着目してゆきたい。ここで問題にしたいのは、『人物誌』の記事じたいよりも、それがどのように読まれてきたか、という点である。

表は『人物誌』に見られる改俗政策、改俗アイヌに関する主要な記事をまとめたものである。まず確認しておきたいのは、『人物誌』から改俗をめぐる蝦夷地全域の動向が分かるわけではないということである。たとえば、カラフトやクナシリ・エトロフ両島など離島の例はほとんど見られない<sup>(9)</sup>。松前地居住のアイヌの例もない。にもかかわらず、従来の研究には、一地域で見られる事象をもってそれを蝦夷地全体の傾向として一般化する傾向がある。特に、強制的な改俗政策が一部で実施されたことをもって、それを蝦夷地全域で見られたかのように解釈する例が多い。しかし、既述のとおり、急進的・強制的な改俗が実施されたのはロシア人の来航する可能性が高い地域に限られていたとの指摘がある。離島をも含む広大な蝦夷地で均一な動静が見られたと考えるのは困難であり、一地域の事例を単純に一般化することは避けねばなるまい。

また、従来、『人物誌』中の改俗に関する記事の中でも、強制的な改俗やそれに対するアイヌの抵抗の事例が注目される傾向にあったという点も注意しておきたい。これは、『人物誌』が、和人のアイヌに対する非道を告発する書として読まれてきたことがその一因であろう。しかし、『人物誌』はそのような事例ばかりを収めているわけではない。

これも表に見られるごとく、『人物誌』には実際に多様な事例が収録されている。「酋長センケ」に見られるように詰合役人が改俗を強力に推し進めた例もあれば、「義訴シキシマ」のように改

表 『近代蝦夷人物誌』に見るおもな改俗政策関連記事

地 域	人 名	改俗をめぐる顛末の概要
西 蝦 夷 地	相沼内村 義訴シキシマ	(運上屋が改俗政策を嫌い、妨害していることを武四郎らに伝える)
	シマコマキ 酋長リクニンリキ	第一番に改俗、「衆夷」にも勧める。
	トママイ 盲人ニトシロウク	改俗の達を聞き、弟の息や孫を改俗させる。いかなることをいわれても恥じることなし、と言い聞かせる。
	モンベツ（トコロ） 義民レイシャク	レイシャクの留守に役人がアイヌ2人を改俗せしめる。レイシャクは、当所のアイヌ全員を改俗させてみせるゆえ、まずは2人の風俗を戻すよう役人と交渉し、そのとおりにさせる。その後、レイシャクは行動を起こさず。
	ソウヤ 酋長センケ	役付アイヌから「僕」に至るまで改俗を申し渡される。センケはまず5人の改俗者を出し、さらに自身の宝物を差し出して改俗の中止を請う。役人は聞き入れず、強制的な改俗を実施。
東 蝦 夷 地	ヲシャマンベ（ヤムクシナイ） 忿死トンクル	箱館の奉行に御目見に行くのを前に、番人らに取り押さえられ、強制的に改俗させられる。御目見ののち「私は箱館並に此近在の笑ものになりしづ遺恨なり」と絶食し、自死。
	アブタ（会所元） 帰俗土人市助	改俗の申し渡しがあるや、役人の家に行き改俗。
	サル 豪雄ハフラ乙名	役人が改俗を申し渡すのに対し、いまさら「日本風」になれというのはおかしい、今まで我らは「日本の国民」ではなかったのか、などの理屈で反論、改俗実施を撤回させる。
	クスリ 酋長ムンケ、	強制的な改俗が実施され、ムンケケが中止を要請。聞き入れられず、自害を図るが、制止される。役人も折れ、月代・髭を剃ることを求めず、結髪のみを求めるよう条件を改める。これにより、改俗する者が増えたが、のちに髪を解き、断髪に戻してしまう者が大部分だった。
	孝子イカシアツ	息子チヤウキを改俗させ、みずからも改俗。
クスリ（シラヌカ）	渡守市松	改名を願い出、剃髪する。
アッケシ	庄屋酒六 附弟三五郎	役人に改俗の申し渡しを聞き、改俗。酒六の功により改俗する者が増加。
	豪勇金太郎	役人のもとに呼び出されて改俗を求められ、ただちに改俗。
ネモロ（チャシコツ）	農夫茶右衛門	蝦夷地が上知されるや、改俗が申し渡される以前に改俗。ノツケ番屋の番人に畑作を勧める。
エトロフ島（ナイホ）	彫工シタエホリ	「何ぞ敢て綿衣穀食を欲せん」として改俗の申し渡しに従わず、自給の生活を送る。

俗政策を妨害する番人についてアイヌが幕府役人に告発した事例もある。「豪雄ハフラ乙名」のように改俗をせまる役人に立ち向かうアイヌも描かれれば、「農夫茶右衛門」のごとく改俗を申し渡される前にみずから日本風に風俗を改めたアイヌも描かれる。このように、『人物誌』は改俗政策をアイヌがいかに受容、拒絶したのかについてさまざまな例を紹介しているのである。もちろん、積極的に日本風俗を受容したアイヌが多数派であったとは考えられない。しかしながら、一部地域でしか見られないことが指摘されている強制的な改俗の事例、それに対するアイヌの激しい抵抗の事例を、必要以上に重視することも避けねばなるまい。

以上、本節では、『人物誌』を読む際に注意すべき点として、①他の史料をも参照すべきこと、②記事に見られる一地域の事例を安易に一般化してはならないこと、③『人物誌』は改俗を強制した事例ばかり扱っているわけではなく、多様な事例に目を向けるべきこと、の三点を確認した。次節では、これらを踏まえ、『人物誌』の記事について具体例を挙げ、検証を加えてゆきたい。

### 3 「酋長ムンケ、」についての検証

ここでは『人物誌』の記事を取り上げて検証の作業を試みる。紙幅の関係上、ここでは改俗が強制された事例としてよく紹介されている「酋長ムンケ、」のみを取り上げることにしたい。

まずは「酋長ムンケ、」の全文を掲げる。なお、下線は筆者（濱口）が施したものである。

東部クスリ場所第三等の乙名ムンケ、は当年五十四歳、妻はイタンキシユイと云て其中に一人の悴あり。髪様を改めさせられ、富太郎と名号られたりけるが、ムンケ、<sup>①</sup>此度クスリ場所の詰合頻りと土人を捕へ、または米、煙草等を与えて髪様を改めんことをせられ、又其にても承引せざるときは是を捕へて鬚剃り髪様を改め

今日は誰と誰、明日は誰を召捕りて月代剃らん等沙汰し候らはれしより、妻を置いて逃去るものあり、子を捨て山に入るもあり、日も当られざる次第にしてあるが、其逃るを追懸て行ては捕へ来りて、鬚おしそり髪結等して、凡五六十人も、今日も明日もとせられし処、今は五六百人も住むべきクスリの会所に居残る者もなくなりしかば、白糠のかたへは同心某、番人某等とおし行、今日は何人を召捕帰りて剃りたり、センホウシの方へは足軽某、番人某がし行何人を捕へ、山手の方へは番人某、浜手の大将は支配人某等、出丸搦手それそれに番人をさし置き、是を固めさせて、未だ髪様さへ改めざる者だに見ば、老少の差別なく召連來り剃りけるに、如何にも彼嘉定屠城紀略を読に少しも異ることなく、木陰や山陰にては女の子供は唯何事も談りもやらす、我が夫も最早剃られし、我が子供は如何ならんやと唯其事より外なく、最三日の間魚一尾も誰も恵む者もなき故に喰もやらず、此乱妨はいつやむらん等、爺婆等は床の上に唯涙にくれて、今は天地も崩れしかと、<sup>②</sup>遠きあたりより御用状てふものを持来る者があるに、他場所の便りを聞くに、アツケシも早大半に剃られ、ネモロは大概に召捕剃られし等少しも心の休まる暇も無りせば、<sup>③</sup>爺婆達は申すもさらなり、女の子等は今に世に長らへて何の甲斐があるべき、饑て死し、耻を世に残さんよりは海なり川なりへ身を投じてと心を決せし者斗りにぞはなりし比に、此者唯一人、此処の強将其の前年（ヘ）進出で、我は此処の乙名ムンケ、なる者にて御座候に、此度公料に相成候て皆鬚剃り落し、月代をなし髪様を改めさせられし事、如何にも先祖へ対して済申まい、段々其儀断りを申けるに少しも其強將聞入れざりしかば、今は生て詮なしと其座を立退き、小刀磨すまし左の脇腹へ突立んとせし処へ、其座を引取際の顔色如何にも死を極めしと番人重兵衛見当り、小陰より竊かに伺置ておひ行、右の手押え其訳を詰合の強將へ申し聞かせしかば、<sup>④</sup>元來此役人とも一寸先は闇の世の所置にて、彼附焼刃のおもしろおかしさの慰業なりしかば、其意気に強

気くじけ、五十日か百日にクスリ場所の土人等不残髪様を結ばせそれ（を）手柄に立身と思ひの網も大はづれ、左様もあらば髪を剃り落し候事斗はゆるし遣すべしと顔色青ざめ答へられしもいとおかし。若此所置本心より出て、髪様を皇國の様に改めさせ行末如何すとの念もあらば、よも此者老人の事にては如此春日に氷の融るごとくもまるるまじ。<sup>⑤</sup> そのムンケヽの義志に依て、千三百二十六人の人別の内四百八十三人迄髪様を改めさせられ、名は和人名と改めさせられしが届けにもなりてありしに、今年の春クスリへ行て見たりしかば、纔十三人ならで髪を結しもの無く、皆元の断髪になりてありしもいとおかしくぞ覚えける<sup>⑩</sup>

まずは、上で紹介されている出来事が起こった年代を確認しておきたい。

後期幕領期には、武四郎は安政3・5年の両度、クスリ場所を訪れている。安政5年の調査日誌『戊午 東西蝦夷山川地理取調日誌』においては、クスリ場所の詰合役人小田井藏太について「頗る帰俗好の人にて、只何と云ふか無理無法に、去年よりとらへ候ては月代を剃せ、和人名を附られ」たと伝えている<sup>⑪</sup>。これが「酋長ムンケヽ」でいう改俗の強制であるとするならば、「去年」=安政4年以後の出来事と見ることができよう。また、下線部⑤には、武四郎が「今年の春クスリへ行て見た」とある。「酋長ムンケヽ」を収める『人物誌』参篇の成立年は、安政5年である。加えて、武四郎のクスリ訪問は安政3年は9月、同5年は4月であり、春といえるのは後者であろう。よって、詰合役人が改俗を推進し、ムンケケがその撤回を求めたのは、安政4年以後、同5年4月以前のことと考えられる。であるならば、武四郎はこの間にクスリ場所を訪問していないため、この顛末を実見したのではなく伝聞を書いている可能性が高い。迫真的筆致ではあるが、内容を鵜呑みにすることはできまい。

前節で紹介したように、武四郎は、事情をつまびらかにすべく、支配人や番人の実名を挙げ

た、と凡例に記している。しかし、ここでは「クスリ場所の詰合」とか「強将」と記され、詰合役人の名は明言されていない。クスリ場所の詰合役人は柴田弁一郎・小田井藏太で、ここでは前述の「帰俗好」小田井を指しているものと思われる。安政5年の調査の際は、武四郎と小田井とが同行した期間もあり、もちろん武四郎は小田井の名を知っている。何らかの事情で、意図的に実名を伏せたものであろう。

次に、下線部の内容について検証してゆきたい。

下線部①以後、クスリ場所で実施された改俗の苛烈さを伝える記述が続くが、さきに述べたごとく、武四郎はそれを目にする機会はなかったと思われる。それゆえ、注意しながら読む必要がある。たとえば、下線部③には、「海なり川なりへ身を投じてと心を決せし者斗りに」なった、とクスリ場所は命を絶つ決心する者ばかりになったとある。一見すると、改俗の強制によって、クスリ場所が大混乱に陥ったかのごとくである。しかしながら、よく見ると下線部①に「米、煙草等を与えて髪様を改めんことをせられ」ともあるとおり、強制一辺倒ではなく、利得をもつて改俗するよう誘導する手段もとられているようである。そもそも『人物誌』じたい、抵抗なくあるいは積極的に風俗を改めたクスリ場所の人物のことをも伝えているのである。例を挙げると、クスリ会所元の「孝子イカシアツ」は改俗の申し渡しを遵守して卒とともに風俗を改めたというし、シラヌカの「渡守市松」も改名をみずから願い出た上、剃髪したという<sup>⑫</sup>。彼らが改俗した背景は十分検討せねばならないが、強要されて改俗した者ばかりではなかった点は押さえておきたい。ここでは、改俗政策の推進のさまを実情以上に苛烈に描き、ムンケケの活躍を際立たせる脚色がなされている可能性は否定できまい。

下線部②についても、前節を踏まえて慎重に読む必要がある。アッケシ・ネモロで急進的な風俗改変が実施されたのは事実である。しかし、誤解を招かぬよう、次の記事に目を向けておき

たい。安政3年に東蝦夷地を調査した福山藩士石川和介は、「前髪并鬚を去り候儀を夷人甚惜ミ一向ニ御趣意ニ心服不仕」と、髪容・鬚を改変することがなかなか浸透していないことを述べている。しかし、一方では、「クスリ」「アッケシ」「子モロ」之三場所者、夷人内地人之姿ニ相成居候もの段々見受申候」と記し、クスリ・アッケシ・ネモロの名を特に挙げ、ある程度改俗の結果が見られる旨を伝えている<sup>(13)</sup>。つまり、「酋長ムンケ、」において他場所の例としてアッケシ・ネモロの名が挙がっているのは偶然ではない。改俗政策が成果を挙げえたのは、東蝦夷地のうちクスリ・ネモロ・アッケシくらいのではないだろうか。やはり蝦夷地のあらゆる地域で、クスリ場所のごとき強制が見られたわけではない、という点に気をつけねばなるまい。

つづいて下線部④について。役人はムンケケの強固な意志に直面してその気をくじかれ、髪=月代を剃ることを免除した。すなわち結髪するのみでよいことになったという。前述のとおり、改俗したアイヌに対しては種々の特権が与えられるため、改俗アイヌと認定する基準を緩和したとするならば大事な点である。武四郎は、次のように述べている。役人は「本心」から改俗を推進したのではない、もしも「髪様を皇國の様に改めさせ行末如何すとの念」があれば、ムンケケ一人の働きによって処置が改まることはあるまい、と。

武四郎がいうように、改俗の要件が緩和されたのは、役人の意志の問題なのであろうか。恐らくそうではあるまい。実は、アイヌの抵抗を受けて、役人が改俗の条件を緩和しているのは、このクスリ場所のみではないのである。たとえば、やはりアイヌが改俗に不服を申し立てたサル場所においては、安政4年以前、箱館奉行から「月代・鬚ハ不剃とも可然、其倨髪を結ふ様に申渡セ」という指示を受けており<sup>(14)</sup>、条件が緩和されている。カラフトでも同年6月、「帰俗之もの鬚剃り候儀を御免被成下候様仕度」というアイヌの要請を受け、やはり奉行の許可を得た上、鬚を剃ることを免除している<sup>(15)</sup>。前述の

ごとく、翌5年になると、箱館奉行は蝦夷地の全域において、月代・鬚を剃ることを免除し、結髪するのみでよいこととした。もともと幕府としては、アイヌの反対を押し切ってまで風俗改変を強行する方針ではない、とみなすべきであろう。改俗政策が強制された地域の方が、むしろ例外的なのである。なお、幕府の命により実施している政策を「附焼刃のおもしろおかしさの慰業」とか「それ（を）手柄に立身」と武四郎が評している点についても、あくまで武四郎の見方であって、ただちに事実とすべきではなかろう。

最後の下線部⑤は読み方が難しい部分である。ここでは、麓慎一氏の解釈に従い、「ムンケ、の義志」によつていたんは髪容を改める者483人に及んだものの、武四郎が当地を訪れるに、結髪している者わずか13人に過ぎず、みな断髪に戻してしまっていた、と理解しておきたい<sup>(16)</sup>。

ここで述べられているごとく、いたん結髪しても元に戻してしまうアイヌがいたのであろうか。この点について考えるため、武四郎が記している次のナイホソという人物の例に着目したい。安政5年4月、武四郎の調査に随行して功のあったクスリ場所のナイホソは、役付アイヌたる百姓代に取り立てられることになった。それに際して問題となったのが、彼は「去春帰俗仕候得共近頃髪を結不申」という点であった。すなわち、いちどは改俗したにもかかわらず髪を結っていないかったというのである。翌日、ナイホソは強引に「髪を結て綿の羽織を着したるさま」にさせられ、百姓代に任命される。しかし、再度武四郎に随行して会所をあとにしたナイホソは、「今日の如く和人の真似をさせられて、髪を結ばれ此様成羽織を着せられ候のがいやでならぬ」といって、「直に其頭髪を解て羽織をたゝみ、其馬の布団かはりに敷」いてしまったという<sup>(17)</sup>。

この事例から分かるのは、まず、役付アイヌになるに際し、髪を結うことと羽織を着用することのみが問題とされている点である。月代・

髪を剃ることには言及がない。これは、詰合役人が結髪のみ求める方針に転じたあとであるためと思われ、「酋長ムンケ、」の記事を裏付けられる。次に、少なくともクスリ場所では、詰合役人の目が届かぬところでは、いったん改俗しても元の風俗に戻してしまうことが可能だった点である。ナイホソは「去春改俗」したことになっているにもかかわらず髪を結っていなかつた。このたび強制的に結髪され羽織を着せられても、すぐに髪を解き羽織も脱いでしまっている。日常的に詰合役人と接しない限りは、風俗をもとに戻しても咎められることはなかったのであろう。これも『人物誌』の語る内容とは矛盾していない。

ところで、結髪している者が13人しかいなかつたという数値については、直ちに信用することはできないように思われる。『人物誌』の凡例によれば、武四郎は執筆に当たって「戊午の人別帖」すなわち安政5年の人別帳を参照したという<sup>(18)</sup>。クスリ場所の人別1326人という数値や、いったんは改俗した483人という数も人別帳からの情報と思われる。これに対し、武四郎が訪れた際に結髪していた13人という数はどうか。髪を結っているか否かは書類からは読み取れず、実見しなければ分からないので、これは武四郎が数えた人数であろうと思われる。しかし、武四郎が千人以上にものぼるクスリ場所内のアイヌ一人ひとりをくまなく調査しえたとは考えがたい。また、さきのナイホソの事例から察するに、詰合役人に接するときや、公用に従事するときのみ髪を結うアイヌなどもいたと考えられる。一見すると結髪のアイヌが激減しているかのように思ってしまいがちだが、単純に483人が13人に減少したとはいえないのである。

以上、『人物誌』のうち「酋長ムンケ、」について検証を試みた。「酋長ムンケ、」に関する限り、他の史料とつき合わせても大きく矛盾する点はなく、おおむね記されている内容に誤りはないと思われる。しかしながら、武四郎の誇張が含まれていると思われる箇所や、鵜呑みには

できない情報があることが確認できた。『人物誌』を読むにあたり、そのような点に注意しなければ、武四郎の解釈や認識に引きずられてしまう危険性があることは肝に銘じるべきであろう。

## おわりに

『人物誌』の内容について検討する作業をしてきた。風俗改変の実態について『人物誌』よりも詳しく伝える史料は見られない。『人物誌』が史料として重視される背景にはそうした事情もある。しかし、他に多くの史料があるにもかかわらず、『人物誌』のみを史料として用いることは危険である、というしごく当然のことは、本稿の作業によって確認できたと思う。

武四郎が当時随一の蝦夷地通であったといつても、やはり一人の人間の見聞は限られており、不正確な記述があつても当然と見るべきであろう。しかも『人物誌』が刊行を前提として編集されたものである以上、武四郎が事物を単純化したり、誇張したり、隠蔽したりしたこともあるて当然である。改俗政策がいかなる展開を見せ、いかなる結果を及ぼしたのかについて、従来は『人物誌』の記事に多くを頼りすぎてきたように思われる。

さきにも述べたごとく、幕末の改俗政策と近代の植民地政策との間にどの程度の連続性があるのか、という議論が存在する。これは重要な視点であると筆者も考える。しかしながら、そのような歴史的評価を下す前提として、『人物誌』その他の史料を駆使して、風俗改変の実態に迫る一層の努力がなされて然るべきではないだろうか。

## 〈注〉

- (1) 菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』(雄山閣出版 1984) 172頁、同『北方史のなかの近世日本』(校倉書房 1991) 50~51、114頁など。
- (2) 注1のほか、おもな研究を挙げると、次のと

おりである。高倉新一郎『新版 アイヌ政策史』(三一書房 1972)。海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』(三一書房 1978)、『列島北方史研究ノート—近世の北海道を中心として—』(北海道出版企画センター 1978)。菊池勇夫「固有文化と馴致する権力」(『岩波講座天皇と王権を考える』第7巻 岩波書店 2002)。麓慎一「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」(『幕末維新論集』2 開国 吉川弘文館 2001)。佐々木利和「少年たちのまなざし —一枚のアイヌ絵から—」(『ものがたり 日本列島に生きた人たち』5 絵画 岩波書店 2000)。

(3) 以下、本節は注1、2の諸文献を参考に概略をまとめた。

(4) 前掲『北方史のなかの近世日本』112頁など。もっとも、その根拠は、恐らく『人物誌』に強制的な改俗の事例が見られることのみであろう。しかし、後述のとおり、改俗が強制されたのは一部の地域のみであって、この評価には疑問がある。

(5) 前掲「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」311頁。

(6) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書』21(同大学 1932) 文書 258 584頁。以下、他の巻も含め『幕外』と略す。

(7) 高倉新一郎「近世蝦夷人物誌 解題」(『日本庶民生活史料集成』第4巻 探検・紀行・地誌〔北辺篇〕 三一書房 1969) 731~732頁。

(8) 松浦武四郎「人物誌」(『同上書』) 733~734頁。

(9) 表にもあるとおり、このうちエトロフ島に関しては「彫工シタエホリ」の伝がある。しかしながら、武四郎がエトロフ島に渡航したのは、嘉永2(1849)年の一度きりで、後期幕領期に入ってからは足を踏み入れていないの

である。これは、そのときの見聞か、あるいは伝聞にもとづくものであろう(であるならば一層の史料批判を要するであろう)。

- (10) 前掲「人物誌」 803頁。なお、踊り字は文字に置き換えた。
- (11) 秋葉実解説『戊午 東西蝦夷山川地理取調日誌』上(北海道出版企画センター 1985) 上 319頁。
- (12) 前掲「人物誌」 786、789頁。
- (13) 『明治十四年 幸啓録』一八 山形、秋田、北海道ノ部(関藤藤陰「蝦夷觀國録」宮内庁書陵部蔵)のうち「蝦夷地之儀ニ付奉申上候書付草稿」(夷俗の事)。『觀國録』は、戦前より北方史研究に利用されている史料であるが、これまで宮内庁書陵部本を使った業績は管見の限りない。筆者は阿部家(北海道立文書館がマイクロフィルムを所蔵)・宮内庁書陵部・北海道立図書館・北海道大学附属図書館の各写本を調査したが、宮内庁書陵部のものが最も原形に近いと思われる。なお、アッケシ・ネモロ両場所で特に風俗改変が進んでいた点は、麓氏が用いている後藤蔵吉『蝦夷日記』など他の諸史料でも確認できる。
- (14) 『罕有日記』巻之六(函館市中央図書館蔵) 安政4年7月25日条。なお、表に示したとおり、『人物誌』にもサル場所の「豪雄ハフラ乙名」の項があり、ハフラの抵抗により、同場所においては風俗改変が中止されたと伝えている。しかし、ここでは情報源(サル場所の元詰合役人)を明記している『罕有日記』の方が信頼に足るという立場を取りたい。
- (15) 『幕外』16(1924)文書 138 452頁。
- (16) 前掲「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」300頁。
- (17) 前掲『戊午 東西蝦夷山川地理取調日誌』上 527~528頁。
- (18) 前掲「人物誌」 765頁。